

ストップ温暖化!

# 住宅用省エネルギー機器設置補助金

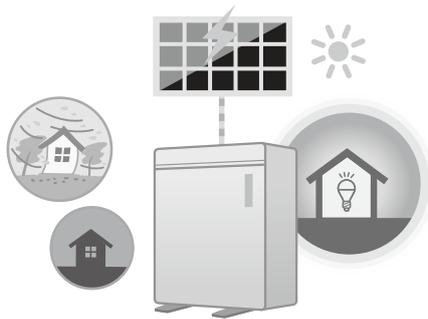
低炭素で地球にやさしいエネルギー社会の実現のため、また、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、個人の住宅に設置する方を対象に補助金を交付します。

予算額／300万円

区分／A=県の「住宅用省エネ設備導入支援事業補助金」又は「再生可能エネルギー電力活用住宅普及促進事業補助金」の交付決定を受けたうえで工事完了後、県が発行する確定通知の受領が必要 B=着工前に市へ申請し、決定通知の受領（交付決定まで3週間～1か月程度かかります）が必要

注意事項／その他要件や申請方法等の詳細は、市ホームページをご覧ください

申込み・問い合わせ／5月21日(金)以降に環境課に備えの申請書（市ホームページにもあります）に必要事項を記入し郵送で環境課計画担当（〒365-8601中央1-1・内線3125）



## 令和3年度補助対象機器

区分	対象機器	補助金額
A	【既築】家庭用燃料電池（エネファーム）	5万円
	【既築】太陽熱利用システム（強制循環型）	5万円
	【既築】蓄電システム	5万円
	【既築】V2H充電設備	5万円
	【新築・既築】地中熱利用システム	20万円
B	【新築】家庭用燃料電池（エネファーム）	5万円
	【新築】太陽熱利用システム（強制循環型）	5万円
	【新築】蓄電システム	5万円
	【新築】V2H充電設備	5万円
	【新築・既築】V2H充電設備+対応車両購入	10万円
	雨水貯留槽 ※単独処理浄化槽を雨水貯留槽に転用する場合に限る	1万円

※V2H=「Vehicle to Home」の略。電気自動車の蓄電池に蓄えた電気を家の中で利用するシステム。環境面・経済面・災害対策面に優れ、料金の安い夜間電力による蓄電や電力需要のピークシフト（余力のある夜間に電力消費を分散させ、CO<sub>2</sub>排出量の削減につながる）が行える

## 浄化槽設置費等の補助金

対象／次のすべてに該当するもの

- 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換もしくは浄化槽法第2条第1号に規定する合併処理浄化槽
- 5～10人槽の家庭用合併処理浄化槽
- 公共下水道認可区域外及び農業集落排水区域外

補助額／下表のとおり

サイズ	浄化槽設置費	配管工事費	撤去処分費
5人槽	352,000円	161,000円	60,000円
7人槽	434,000円		
10人槽	568,000円		

※浄化槽設置費は、転換に要した費用の2分の1又は上記のいずれか少ない額。配管工事費・撤去処分費は、要した費用に相当する額（1,000円未満切り捨て）又は上記のいずれか少ない額

予算額／23,303,000円

注意事項／その他要件や申請方法等の詳細は、市ホームページをご覧ください

申込み・問い合わせ／6月10日(木・必着)までに環境課に備えの申請書類（市ホームページにもあります）に必要事項を記入し郵送で環境課廃棄物・リサイクル担当（〒365-8601中央1-1・内線3128）※予算額を超える申請があった場合は、6月15日(火)に抽選を実施（抽選結果は当選・落選に関わらず、後日連絡します）。予算額に達しない場合は、12月20日(月)まで随時受付

